

# 桃李会会則

## 第1章 総則

第1条 長野医療技術専門学校同窓会・長野保健医療大学同窓会を桃李会と称し（以下本会と略す）、事務局を長野保健医療大学内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦、研修を図るとともに母校の健全なる発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は長野医療技術専門学校・長野保健医療大学の卒業生を以て組織する。

第4条 本会は前条の大学教職員であるもの及び以前教職員であったものを以て客員とする。

第5条 本会は本会の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会員の親睦・研修
3. 会誌並びに会員名簿の発行
4. 母校の教育活動振興に資する援助・協力
5. その他必要と認めた事業

第6条 本会員が改姓又は転居の際は必ず本会に通知すること。

## 第2章 役員・各局

第7条 本会は次の役員を置き会務を分掌する。

1. 顧問 学校法人四徳学園理事長、長野保健医療大学長を推戴する。
2. 名誉会長 本会会長であったものは名誉会長に推薦することができる。
3. 会長 理事会において会員中より選出し、評議員会・総会で承認する。会長は会務を総括し、総会および理事会、評議員会の議長となる。
4. 副会長 会長は会員中より複数名委嘱し理事会・評議員会の承認を得る。副会長は会長を補佐し会長事故ある時は互選により代行者を選出し之に代わる。
5. 理事 若干名、会員及び客員中より会長之を委嘱し理事会を構成する。必要な事項を審議し会の運営にあたる。

6. 評 議 員 各卒業期ごとに各学科会員中より代表1名を選出し、評議員会を構成する。評議員会は会の運営に関する事項を総会に代わって審議し、出席評議員の過半数の賛成をもって決議する。
7. 監 事 会員中より理事会で2名選出し、評議員会で承認する。監事は会計を監査する。
8. 幹 事 若干名、会員中より会長が委嘱し理事会で承認する。幹事は会の庶務、会計などの会務にあたる。

第8条 本会役員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
なお、新役員就任まで、その任に当たる。

第9条 本会は本会の事業を遂行するため次の各局を置く。

1. 学 術 局
  - ・母校の生涯学習プログラムへの協力
  - ・本会講演会の運営
2. 広 報 局
  - ・会誌の発行
  - ・本会の広報活動及びホームページの管理
3. 事 務 局
  - ・会員名簿の作成、管理
  - ・本会の会計
  - ・事業計画の立案
  - ・総会の運営、議事録の作成

第10条 本会各局員は、会長が会員中より選出し、理事会・評議員会で承認する。局長は、各局員の互選により選出する。  
局員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
なお、新局員就任まで、その任に当たる。

### 第3章 総会

第11条 本会は毎年1回総会を開き次の事項を行う。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

1. 前年度の事業報告
2. 前年度の決算報告
3. 本年度の事業計画及び予算
4. 役員の紹介・承認
5. 規約改正に関すること。
6. その他重要なこと。

第12条 会議の議決は出席会員の過半数を以て決定する。

## 第4章 会計

第13条 本会の経費は終身会費(10,000 円)と寄付金（一口〇〇円）を以て充てる。  
会費は卒業時に 10,000 円本会へ払い込むものとする。

第14条 会計年度は8月1日より翌年7月31日までとする。

## 第5章 事務局

第15条 本会の事務局は長野保健医療大学内に設置する。

## 第6章 会則改正

第16条 本会則を改正する必要があるときは理事会、評議員会の審議を経て総会に附し、出席会員の3分の2以上の賛成を以て議決とする。

第17条 本会の事務進捗のため、評議員において協議の上細則を設けることができる。

## 附 則

本会則は、平成16年3月1日制定施行

平成26年9月27日 一部改正

平成28年8月27日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

平成30年8月25日 一部改正

令和2年8月31日 一部改訂

## 桃李会組織図

